

◎ 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

律の一部を改正する法律

(平成一九年一月三〇日法律第一一九号)(衆)

一、提案理由(平成一九年一月八日・衆議院本会議)

○笹川堯君 ただいま議題となりました国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、人事院勧告に基づく政府職員の給与改定に準じ、国会議員の秘書の本年十二月期及び来年度以後の勤勉手当の支給率を改定しようとするものであります。

本案は、本日議院運営委員会において起草、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告

(平成一九年一月二六日)

○西岡武夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

て、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、政府職員の給与改定に伴い、議員秘書の勤勉手当の支給割合を一般職の例に準じて改定しようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。